二　七月三十一日前三月以内に作成された次に掲げる書類等	二　厚生労働大臣が指定する者以外の者にあっては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
イ　厚生労働大臣が指定する者以外の者にあっては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	三　前号の障害が国民年金法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム
ロ　イの障害が国民年金法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム	四　特別障害給付金所得状況届
三　七月三十一日前一月以内に作成された次に掲げる書類等	五　第一条第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類
イ　特別障害給付金所得状況届	3　前項第二号及び第三号に掲げる書類は、次のいずれかに掲げる日以後最初に到来する七月三十一日において第一項の規定による届書の提出を行う場合については、これを添えることを要しない。
ロ　第一条第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類	一～三　（略）
（削る）	
（削る）	
3　前項第二号に掲げる書類は、次のいずれかに掲げる日以後最初に到来する七月三十一日において第一項の規定による届書の提出を行う場合については、これを添えることを要しない。	
一～三　（略）	

（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十六号。附則第三条において「平成十八年改正省令」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（旧船員保険法による年金たる保険給付の届出等）	（旧船員保険法による年金たる保険給付の届出等）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。	3　前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
4　（略）	4　（略）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の届書には、指定日前三月以内に作成された旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定に該当する者のうち、同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にある子であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものがあるときは、その者が届出者の旧障害年金の支給を受けることができるに至った当時より引き続き同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあることを認めることができる書類を添えなければならない。	3　前項の届書には、指定日前一月以内に作成された旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定に該当する者のうち、同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にある子であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものがあるときは、その者が届出者の旧障害年金の支給を受けることができるに至った当時より引き続き同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあることを認めることができる書類を添えなければならない。
4　（略）	4　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　平成三十一年六月一日

二　第一条中国民年金法施行規則第三十六条の五の改正規定　平成三十一年七月一日

（経過措置）

第二条　国民年金法施行規則第三十六条の三第一項及び第五十一条の三第一項の規定にかかわらず、国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者（その誕生日が一月一日から六月三十日までの間にある者に限る。）は、平成三十一年において当該各項の届出を行うことを要しないものとする。